



第5回ふれあい人権講座

「女性の人権のいまを考える」

2015年、「女性活躍推進法」が施行されました。この法律のもつばらの目標は企業などでの女性の管理職登用を推し進めようとするもので、女性の社会進出を促す「男女共同参画」の延長線上にあるものです。少子高齢化による労働力の減少を女性の進出で補おうとする政策が基本にあります。

「女性の就労が激増した？」

総合的な数字では、女性の就労が飛躍的に進んだと言われていません。しかし、増加分の内訳を見ると、アルバイト、パートなどの非

正規雇用が多く、女性が低賃金で働くケースはいまだに多いようです。個々の事情はさまざまでしょうが、構造の実態はあまり変わっていないように見えます。

「コロナ禍がやってきて」

そして世界をコロナ禍が襲いました。女性の非正規職は、飲食業や小売業が現実として多いと思われまます。コロナ禍による不況の影響を強く受け減収した業種です。経営者は経費削減のために、まずはじめに雇用を減らします。そのしわ寄せを女性が受ける結果になり、女性の貧困、特に女性のひとり親家庭（シングルマザー）は、コロナ禍での難しい育児も兼ねてこなさなければなりません。

「一方で」

「家庭の主宰者に戻れ？」

一方で近年、復古的な家庭像への回帰が声高に求められてきました。明治から戦後しばらくの時期まで、社会規範とされた「理想の家族像」妻は夫のメンツを立て、従順で子をたくさん産み育て、家庭を堅く守り、夫は内助の功により社会で活躍する」という姿で、

それが社会の安定の基盤という価値観です。先述の法律の理念とは裏腹に思えるのですが、社会的に力のある方からこうした考えを聞くことが多いです。今般話題の思想団体の信条の中心でもあります。

「アメリカでの大きな議論」

アメリカで「人工妊娠中絶を州法で規制してよい」という連邦裁判所の判断がなされ、規制が広がりにつつあり大きな話題になっています。諸説ありますが、宗教教派の原理回帰が最大の理由のようにです。これも直接影響を受けるのは女性であり、規制に反対する人々は、やむを得ぬ中絶は「女性の権利」のひとつであると訴えています。

社会の姿は人それぞれの理想像があると思います。多様であって良いとは思いますが、男性側のいろんな理屈に女性が振り回されているようにも感じます。先には海外の女性首相がダンスを楽しんだだけで強い批判を浴びたという報道がありました。男性中心社会は世界中で今も根強いようです。

男性は、「女性として生きる」ことがどんなことか、理解を一層

深める努力が必要だと思います。



11月の人権・行政相談所

■日時 11月11日(金)
午前9時～正午

■会場 子育て支援センター

11月のふれあい人権講座

県外視察研修を計画中です。

(視察先の案)

●日本盲導犬協会

島根あさひ訓練センター

●島根あさひ社会復帰

促進センター

★詳細が決まりましたらお知らせします。